

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

- 1 当外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

(電話) 0235-26-7610

(担当窓口) 管理者 相馬直喜 *ご不明な点はお尋ねください。

- 2 サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標およびその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護事業所	ホームヘルパーセンターしおん 鶴岡市馬町字枇杷川原23番地
指定訪問看護事業所	訪問看護ステーション ハローナース 鶴岡市馬場町1-47
指定通所介護事業所	老人デイサービスセンター たかだて 鶴岡市友江町23-14

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定訪問入浴介護
指定訪問リハビリテーション
指定通所リハビリテーション
指定福祉用具貸与
指定地域密着型通所介護
指定認知症対応型通所介護

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 居室

当施設は全居室個室です。

◎居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとしますが、ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき。

- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。
- (イ) 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- (ウ) 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。
- (エ) 事業所は、申し出を受けたときは、その適否を利用者に通知します。
- (オ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。
- (カ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

②食事

朝食 7：45～ 8：15

昼食 12：00～12：30

夕食 18：00～18：30

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。

- ③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。
- ④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日ごろの生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。

⑥健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医からの診察が受けられます。また、原則毎週1回、嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他歯科医の来診も受けられます。

(4) その他のサービス

①理容

毎月、理容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申し出ください。(料金は理容事業者へ直接お支払いいただきます。)

②所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、居室の収納スペースだけとなります。なお、貴重品については金庫でお預かりすることもできます。

③レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

④ショッピング

週1回嗜好品の販売を行っておりますので、ご希望の方は実費負担にてご利用頂けます。(料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。)

⑤思恩園入居者自治会

利用者同士の親睦と自治のための会です。会費は毎月500円です。

3 職員の勤務体制（主たる職員）

職員の職種	人数	勤務体制	休日
管理者	1名	8：30～17：30	4週8休
生活相談員	1名以上	8：30～17：30	4週8休
介護職員 ・ 計画作成担当者	8名以上	早番1 6：30～15：30 早番2 6：45～15：45 早番3 7：00～16：00 早番4 7：15～16：15 普通番1 8：00～17：00 普通番2 8：30～17：30 普通番3 9：00～18：00 普通番4 9：30～18：30 遅番1 13：00～22：00 遅番2 13：15～22：15 遅番3 13：30～22：30 遅番4 13：45～22：45 夜勤1 21：45～翌6：45 夜勤2 22：00～翌7：00 夜勤3 22：15～翌7：15 夜勤4 22：30～翌7：30	4週8休
事務員	1名以上	8：30～17：30	4週8休

4 利用料金

（1）保険が適用される基本料金（報酬告示関係 1単位：10円）

①基本サービス利用料

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1日あたり	84単位	840円	1割	84円
			2割	168円
			3割	252円

②障害者等支援加算

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1日あたりの料金	20単位	200円	1割	20円
			2割	40円
			3割	60円

③受託介護サービス利用料

ア「指定訪問介護」

○身体介護が中心である場合（1サービス利用あたり）

所要時間	単位数	金額	負担割合	自己負担額
15分未満の料金	94単位	940円	1割	94円
			2割	188円
			3割	282円
15分以上30分未満の料金	189単位	1,890円	1割	189円
			2割	378円
			3割	567円

・30分以上1時間30分未満については、256単位数に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位数を加算した単位数です。料金はその単位数に10円を乗じた額、利用者自己負担

額は料金の1割（所得に応じて2割または3割）の額です。

・1時間30分以上については、548単位に所要時間から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割（所得に応じて2割または3割）の額です。

○生活援助が中心である場合（1サービス利用あたり）

所要時間	単位数	金額	負担割合	自己負担額
15分未満	48単位	480円	1割	48円
			2割	96円
			3割	144円
1時間以上1時間15分未満の料金	214単位	2,140円	1割	214円
			2割	428円
			3割	642円
1時間15分以上の料金	256単位	2,560円	1割	256円
			2割	512円
			3割	768円

・15分以上1時間未満については、94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割（所得に応じて2割または3割）の額です。

○通院等乗降介助

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1回あたりの料金	85単位	850円	1割	85円
			2割	170円
			3割	255円

イ「指定通所介護」（通常規模型：5時間以上6時間未満）

要介護ごとの料金	単位数	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護度1	513単位	5,130円	513円	1,026円	1,539円
要介護度2	606単位	6,060円	606円	1,212円	1,818円
要介護度3	699単位	6,990円	699円	1,398円	2,097円
要介護度4	792単位	7,920円	792円	1,584円	2,376円
要介護度5	886単位	8,860円	886円	1,772円	2,658円

ウ「指定訪問看護」（指定訪問看護ステーションの場合）

所要時間	単位数	金額	負担割合	自己負担額
20分未満	282単位	2,820円	1割	282円
			2割	564円
			3割	846円
30分未満	423単位	4,230円	1割	423円
			2割	846円
			3割	1,269円
30分以上1時間未満	739単位	7,390円	1割	739円
			2割	1,478円
			3割	2,217円
1時間以上1時間30分未満	1,013単位	10,130円	1割	1,013円
			2割	2,026円
			3割	3,039円

エ「指定訪問入浴介護」

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1回あたり	1,139 単位	11,390 円	1割	1,139 円
			2割	2,278 円
			3割	3,417 円

オ「指定訪問リハビリテーション」

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1回あたり	276 単位	2,760 円	1割	276 円
			2割	552 円
			3割	828 円

カ「指定通所リハビリテーション」(通常規模型：6時間以上7時間未満)

要介護ごとの料金	単位数	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護度 1	639 単位	6,390 円	639 円	1,278 円	1,917 円
要介護度 2	760 単位	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
要介護度 3	877 単位	8,770 円	877 円	1,754 円	2,631 円
要介護度 4	1,016 単位	10,160 円	1,016 円	2,032 円	3,048 円
要介護度 5	1,153 単位	11,530 円	1,153 円	2,306 円	3,459 円

キ「指定介護予防福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位数に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割(所得に応じて2割または3割)の額です。

ク「指定地域密着型通所介護」(5時間以上6時間未満)

要介護ごとの料金	単位数	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護度 1	591 単位	5,910 円	591 円	1,182 円	1,773 円
要介護度 2	698 単位	6,980 円	698 円	1,396 円	2,094 円
要介護度 3	806 単位	8,060 円	806 円	1,612 円	2,418 円
要介護度 4	912 単位	9,120 円	912 円	1,824 円	2,736 円
要介護度 5	1,021 単位	10,210 円	1,021 円	2,042 円	3,063 円

ケ「指定認知症対応型通所介護」(併設型：5時間以上6時間未満)

要介護ごとの料金	単位数	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護度 1	772 単位	7,720 円	772 円	1,544 円	2,316 円
要介護度 2	855 単位	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
要介護度 3	936 単位	9,360 円	936 円	1,872 円	2,808 円
要介護度 4	1,019 単位	10,190 円	1,019 円	2,038 円	3,057 円
要介護度 5	1,103 単位	11,030 円	1,103 円	2,206 円	3,309 円

④ 協力医療機関連携加算（１）・（２） ※加算要件を満たす場合

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1月あたりの料金	100 単位(1) 40 単位(2)	1,000 円(1) 400 円(2)	1 割	100 円(1) 40 円(2)
			2 割	200 円(1) 80 円(2)
			3 割	300 円(1) 120 円(2)

⑤ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・（Ⅱ） ※加算要件を満たす場合

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1月あたりの料金	10 単位(Ⅰ) 5 単位(Ⅱ)	100 円(Ⅰ) 50 円(Ⅱ)	1 割	10 円(Ⅰ) 5 円(Ⅱ)
			2 割	20 円(Ⅰ) 10 円(Ⅱ)
			3 割	30 円(Ⅰ) 15 円(Ⅱ)

⑥ 新興感染症等施設療養費 ※加算要件を満たす場合

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1月に1回、連続する5日を限度とする1日あたりの料金	240 単位	2,400 円	1 割	240 円
			2 割	480 円
			3 割	720 円

⑦ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ ※加算要件を満たす場合

内容	単位数	金額	負担割合	自己負担額
1回あたりの料金	22 単位	220 単位	1 割	22 円
			2 割	44 円
			3 割	66 円

⑧ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

料金は、①から⑦まで算定した単位数の1000分の128に相当する単位数に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割（所得に応じて2割または3割）の額です。

(2) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

特定施設入居者生活介護に係る利用料

ア 特別な介護費用（おむつ代等）

イ その他 実費

- ・理美容代
- ・医療費、各種税金等
- ・自治会費
- ・生活雑貨、消耗品等

(3) 支払方法

① 利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月の指定日までにお支払い下さい。

② お支払方法は、原則口座振替（指定金融機関口座からの自動引き落とし）でお願いします。
なお、口座振替にかかる手数料はご契約者の負担となります。

5 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口

<苦情解決責任者> 管理者 相馬直喜
<苦情受付担当者> 主任生活相談員 後藤章寿
電話 0235-26-7610

その他、事業者以外に、苦情解決第三者委員（施設内に氏名、住所を掲示してあります。）に苦情を伝えることができます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市長寿介護課	(所在地) 鶴岡市馬場町9-25 (TEL) 0235-25-2111 (FAX) 0235-29-5658
庄内総合支庁地域保健福祉課	(所在地) 三川町大字横山字袖東19-1 (TEL) 0235-66-5460・5146 (FAX) 0235-66-4053
山形県国民健康保険団体連合会	(所在地) 寒河江市大字寒河江字久保6 (TEL) 0237-87-8006 (FAX) 0237-83-3354
山形県福祉サービス運営適正化委員会	(所在地) 山形市小白川町2-3-31 (TEL) 023-626-1755 (FAX) 023-626-1623

6 緊急時等における対応方法

(1) 緊急時の対応

事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他の緊急の事態が生じた場合には、速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

(2) 事故発生の防止及び発生時の対応

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるとともに、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに、県及び市町村、その家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

7 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるとともに虐待が発生した場合には、市の窓口に迅速かつ適切に通報し、市等が行う虐待に対する調査等に協力するように努めます。

8 身体的拘束の適正化

事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、身体的拘束等の適正化のための措置を講じます。

令和6年8月1日 一部改正

令和 年 月 日

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 番地
	事業所	思恩園特定施設
	管理者	相馬直喜
	説明者	職名_____
		氏名_____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住 所	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 番地
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印
		(続柄:)